

ごめん・なはり線キャラクター着ぐるみの貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ごめん・なはり線活性化協議会（以下「協議会」という。）が、ごめん・なはり線のPRのために所有するごめん・なはり線キャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(貸出対象事業および対象者)

第2条 着ぐるみの貸出は、協議会の支障のない場合に限り行う。
2 貸し出しの対象とする事業は、次の各号に掲げる事業とし、当該事業で使用する場合に限り貸し出しを行う。
(1) 各種イベント、行事など、着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、ごめん・なはり線のPR効果が期待できる事業。
(2) 東部地域のPRにつながる事業。
3 貸し出しの対象は、各種団体・企業とし、原則として個人への貸し出しは行わない。

(貸出の制限)

第3条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は着ぐるみの使用を承認しないものとする。
(1) ごめん・なはり線の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
(4) 個人、政治、宗教等特定の目的の使用と認められるとき。
(5) その他、着ぐるみの使用が適当でないとき。

(申請および許可)

第4条 着ぐるみの使用を希望するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書を協議会に提出しなければならない。
2 協議会は、記載内容を確認し、貸し出しの可否を判断し、その結果を通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 申請書に記載した目的以外に着ぐるみを使用してはならない。
(2) 第三者に使用させてはならない。
(3) 着ぐるみ返却時または返却後、使用状況がわかる写真と一緒に使用報告書を提出すること。
(4) その他、協議会が付した条件に従って使用すること。

(許可の取消)

第6条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみの使用後及び破損した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング及び修理を行い、現状に復さなければならない。紛失の場合は、弁償とする。

(協議会の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、協議会は一切その責めを負わない。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。